

平成 27 年 12 月 24 日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当：藤原)

職員の処分について

泉南市教育委員会において、12 月 24 日（木曜日）に地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分職員の所属部課名	教育委員会教育部指導課
2. 被処分職員の職名	事務職員（係長級）
3. 被処分職員の年齢等	57 歳男性
4. 処分内容	停職 2 ヶ月
5. 処分年月日	平成 27 年 12 月 24 日
6. 処分に至った事実の概要	被処分職員は、業務委託に係る契約を放置するという不適切な事務処理を生じさせた。 また、欠勤、休暇取得及び出退勤管理に係る不適切な処理など服務規律に反する行為を行った。
7. 処分根拠	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づくもの。

教育長のコメント

このたびの職員の不祥事により、市民の皆様の市政への信頼・信用を失墜させる事態を招いたことに対しまして心からお詫び申し上げます。

今後、全職員がサービスの根本基準である全体の奉仕者として、公共の利益のために職務に専念するという自覚を再認識のうえ、服務規律の一層の徹底と再発防止を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問い合わせ先
泉南市教育委員会教育部
指導課 右馬（うめ）
072-483-3671
内線 2804